



「VOICE 農業の現場から」は、京都府福知山市三和町で農業を営む、農業生産法人(株)京都府天田郡みわ・ダツシュ村が、日本の食の安全と農業の発展を願い、農業の現場・農政の矛盾・国民への投げかけを、メディアの皆様へ発信するものです。食料自給率が低迷する中、農業改革は日本にとって必至です。メディアの皆様には様々な角度から農業を見ていただきたいとの思いから、情報提供をさせていただきます。

## VOL.07 農家の戸別所得補償制度の現実

農業者戸別所得補償制度は、実際には農家の「補償」になっているのだろうか？先日、戸別所得補償制度の申請をした、ある専業農家に話を聞く機会があった。非常に考えさせられる内容だったため、今回の VOICE のテーマとした。

### ●戸別所得補償制度の概要

戸別所得補償制度は大まかに1) 畑作物を生産する農業者に対して恒常的なコスト割れ部分を直接支払いする交付金 2) 水田転作し麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する農業者に対して「主食用米並の所得確保相当分」を直接支払いする交付金 3) 米の生産調整に参加する農業者に対し、「恒常的なコスト割れ部分」と、「その年の米価の下落分」を直接支払いする交付金の3つがある。(参考：H22年9月 農林水産省「戸別所得補償制度について」)

### ●専業農家から見た、戸別所得補償制度の実態

今回は、3) 米の生産調整に参加する農業者に対しての交付金について、ある農家の話をもとに取り上げたい。

その農家は、米及び京野菜を中心とする農作物を栽培する専業農家で、戸別所得補償制度そのものに関してはシンプルに「もらえるものはうれしい。お金をもらえて嬉しくないわけがない」と言っていた。だが、本題はこれからだ。「ただ、納得行かない点がある。戸別所得補償制度では、1反あたり1万5千円、うちの場合は40反なので60万円もらえる。これはありがたい。だが、実は販売価格が30kgあたり1500円下がっている」という。

反収が543kgと仮定すると(資料：農林水産省統計部「作物統計」)、40反での収量は21,720kg。30kgあたり1500円下がったとすると、全収量では1,086,000円、おおよそ100万円下がることになる。戸別所得補償制度で60万円もらっても100万円程の収入減、全体で見ると40万円収入が減っている。確かに交付金はもらえるが収入増にはなっていないのだ。「補償」というからには、農家に何らかのメリットがあって当然はず。これでは「補償」の意味がない。なぜ、販売価格が下がったかという「米を扱う業者が、“戸別所得補償してもらえるのだから”と、米を安くたく」のだと言う。とすれば、戸別所得補償制度は実際は農家の所得補償にはなっておらず、米を扱う業者の利益を増幅させていることになる。また、このような関係の場合、一反あたりの交付額をどれだけ上げても、農家の補償にはまったくつながらない。しかも、こういった現実の中で「その年の米価の下落分」の直接支払いをすることは矛盾を感じざるを得ない。

もちろん、これは一農家の話であり、全国の専業農家の縮図とは言えない。しかし、制度を作ることと同様に「現場に足を運び、制度の有用性を検証する」ことも同じ位もしくはそれ以上に大切だ、ということである。本当に農家にとっての補償になっているのか、緊急に検証が必要である。

当社、農業生産法人 株式会社京都府天田郡みわ・ダツシュ村は、米の生産調整に反対しているため、戸別所得補償の申請はしていない。税金を使って農家を保護するのであれば、農家を専業農家/兼業農家/自家消費農家に大別し、日本の食料を担い自給率向上に貢献する専業農家のみを戸別所得補償制度の対象とすべきという考えである。

## 耕作放棄農地問題に取り組む、みわ・ダツシュ村

当社は、限界集落を有する過疎地の三和町に点在する耕作放棄農地を購入して開墾し、優良化した農地で完全無農薬有機で農業をしております。農業の現場にいる者として、現場だからこそ見える、農政の矛盾・農業従事者からの提案を発信し、日本の農業の振興につなげていきたいと考えております。

■お問合せ先：農業生産法人・株式会社京都府天田郡みわ・ダツシュ村(略称・みわ・ダツシュ村)  
：代表取締役村長清水三雄(しみずみつお)

■住所(京都四条オフィス)：〒600-8412 京都市下京区烏丸綾小路下がる西側 四条地下鉄ビル6F

■TEL：075-954-6666(代表取締役村長 清水三雄直通)

みわ・ダツシュ村

検索